

(平成26年)

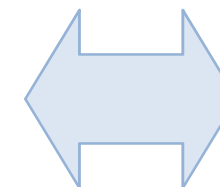
8月29日

①改正法の施行通知発出、②チェックリストを参考にした総点検・見直しを依頼

9月～

○大学に対する周知・説明、相談

- ・全ての大学を対象にした説明会の開催(9月2日、於:文部科学省)
- ・文部科学省における個別相談(随時)
- ・学長・執行部、監事等を対象とした研修会等での説明
- ・各大学団体における情報交換等



各大学において、内部規則・運用等の
総点検・見直しを実施

12月中旬

○総点検・見直しの進捗状況調査

- ・各大学による内部規則等の総点検・見直しの進捗状況について調査を実施し、中間状況を把握。

※一定の事項について学則を変更した場合は、文部科学省に届出
(学校教育法施行規則第4条)

(平成27年)

4月1日

改正法の施行日

4月末

○総点検・見直しの結果調査

- ・各大学による内部規則等の総点検・見直しの結果について調査を実施し、全体状況を把握。
- ・監事の所見を添付することも依頼。